

(別記)

公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所在地	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階
評価実施期間	25年11月11日～25年2月28日
評価調査者番号	① H18-a007 ② H24-b003 ③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：やまびこ保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：平野 直子 (管理者)	開設年月日 平成4年4月1日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 90人(108人) (利用人数)
所在地：〒431-3303 浜松市天竜区山東3577	
連絡先電話番号： 053 — 922 — 0180	FAX番号 053 — 922 — 0181
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
やまびこ児童クラブ・子育て支援ひろば・休日保育事業・一時保育事業・延長保育事業	入園進級式・みそ汁会・夕涼み会・お月見会・チャイルドサッカー・保育参加・ファミリンピック・草花遊び・自然観察会
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室5室(うちほふく室1室・)ホール・絵本の部屋・午睡の部屋・地域子育て支援ひろば	給食室・トイレ4カ所・プール・砂場・飼育小屋・沐浴室2ヶ所・

職員の配置

職種	人数	職種	人数
保育士	19人	栄養士	1人
調理員	4人	嘱託医	1人
看護師	1人		

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

- ・書式やマニュアル等が整備されており、保育の実施に生かされています。
- ・障害に対する法人の専門性を生かし、個々の児童の発達に応じた保育がなされています。
- ・併設するデイサービスの利用者との交流が日常的になされており、地域性を生かした生育環境が整っています。
- ・職員は常にダイアリーを所持し、子どもへの対応方法や物品・設備については日々気が付いたことをメモし、事業計画の中に取り込むことを意識しています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・園と家庭を結ぶ健康連絡カードがありますが、家庭での状況や児童の成長を共有するための工夫が必要と思われます。
- ・掲示物、配布物等が児童の視点からは難しい内容となっています。
- ・職員間の情報共有がなされていますが、その確認方法が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価受審に伴い、全職員で評価項目に沿って日々の保育を見直すことが出来ました。評価結果は真摯に受け止めたいと思います。今後改善に向けて、園独自で取り組めるもの、事業部、法人全体で見直すもの等はっきりしました。特に、保育園内の改善点として、取り組んではいても、きちんと文書化し整理していないことにより真の改善に繋がっていないという項目もありました。この点はきちんと改善していきます。

すべての結果を全職員でしっかりと受け止め、保護者の皆様に信頼される保育園を目指して、今後も全職員で保育の質の向上に努めていきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象 I	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の理念と保育理念・保育方針は ISO の品質目標と共に明文化され、各職員が所持する職員カードとダイアリーに記載されています。 ・職員に周知のための取り組みをしていますが、利用者には入園・進級時の説明とファイルの配付にとどまり、ホームページや園のパンフレットや機関紙に保育理念の記載が無く、地域への配布がありません。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を伴う中長期計画を踏まえた事業計画が策定されています。 ・計画は現場職員の要求や、気づきを汲みあげられる体制が整備されており、職員は出来上がった実行予算を周知し、現場での実践に参加しています。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・経営書に自分の考えを丁寧に表明し、法人のデータ収集能力を活用しつつ、自ら研修会に参加し、職員と共に伝達研修を実施しています。 ・ISO 品質目標シートを分析し、利用者の満足度の低い内容を、次年度の目標に質の向上を図っています。 ・職員が日常所持しているダイアリーへ日頃の気づきのメモを推奨し、集約して改善に取り組んでいます。
評価対象 II	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の区から詳細なデータが得られ、地域的な課題である人口の減少や少子化について、将来の展望の把握に努めています。 ・法人からは毎月、各コストの分析と報告が義務付けられ、法人で集計されたデータを基に園では事業への反映や検討がなされています。 ・外部監査については ISO9001 の品質基準に基づき実施されています。
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・分掌があり、職員が自分の役割を周知しています。 ・人事考課が行われ、結果は職員にフィードバックしています。 ・必要な人材に関するプランは法人の一括したもので、保育園からの具体的なプランには至っていません。 ・職員の就業状況や意向を把握する仕組みがあり、実施しています。 ・雇用形態に関係なく福利厚生が手厚くなっています。 ・職員の研修の基本姿勢があり、個々の意向、園の方針の評価や見直しを行っています。 ・実習生の受け入れマニュアルがあり、受け入れていますが、園としてのプログラムの用意がありません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時・災害時に対応するためのリスクごとのマニュアルがあり、災害時の園児の引き取りについても用意されています。

3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 調理場は衛生管理と食中毒の発生対応マニュアルがありますが、標準予防策（スタンダードプリコーション）に基づく具体的な感染対策のマニュアルはありません。 事故補償については想定されたリスクに至るまで十分な補償があります。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援事業を受託しており、地域の子育てニーズに対応されていることがうかがえます。また、保育の行事などでも家庭環境を踏まえたうえでの計画が立てられています。 地域資源を活用した保育が実施されています。 ボランティアの積極的な受け入れが行われておりますが、職員間の周知が不十分です。
評価対象Ⅲ	
1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> 園児の生活と遊びの中で、個々が尊重される個別サービス計画とサービスの提供がされています。 苦情解決の仕組みがあり、相談へも柔軟に対応していますが、相談の援助の困難な場合の対応マニュアルはありません。 発達や育児等の懇談の機会を設けています。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価、第三者評価、ISO の取得、利用者満足度調査などのサービスの評価について、自他で行う機会が設けられています。しかし、その結果について考察し、今後につなげていく機会が不十分です。 個々の児童の発達に応じた保育内容が実施されています。 保護者と園の日々の健康面での連絡はできていますが、子育ての連携方法について、細かな情報の交換が不十分です。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやパンフレットなどで情報提供が行われています。 転園児童への対応方法を定め、継続性のある保育の実施のための書面の用意が必要です。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 保育・教育課程や指導計画が作成されており、個々の児童に応じたサービスの提供がされています。園の職員だけでなく、法人の専門性を生かした人材の活用などがなされています。 サービス提供にあたっての保護者への説明や同意が行われています。 職員のサービスについてのマニュアルが必要です。

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1)	理念、基本方針が確立されている。	
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2)	理念や基本方針が周知されている。	
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2)	計画が適切に策定されている。	
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1)	管理者の責任が明確にされている。	
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	③ 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	B
	④ 発生した事故を把握している。	A
	⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A

	⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。 ⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A
--	---	---

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	B
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	B

	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
III-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	③ 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	④ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	⑤ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑥ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑦ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1)	質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A
III-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	B
III-2-(3)	生活環境が適切に整備されている。	
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(4)	保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。	
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	B
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A

	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされる ような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されて いる。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容 や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
III-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されてい る。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的 な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方 法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、 保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通 常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
III-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われてい る。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

II-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供してい る。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に 配慮した対応を行っている。	B

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子ど もの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編 成している。	B
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に 努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A